

## (案)

(瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、<u>小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下第18条第1項及び第2項において同じ。)</u>に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2から5まで &lt;省略&gt;</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、<u>中学校、義務教育学校</u>、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(5)から(9)まで &lt;省略&gt;</p> <p>4及び5 &lt;省略&gt;</p>	<p>(放課後児童健全育成事業の一般原則)</p> <p>第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。</p> <p>2から5まで &lt;省略&gt;</p> <p>(職員)</p> <p>第10条 &lt;省略&gt;</p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで &lt;省略&gt;</p> <p>(4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者</p> <p>(5)から(9)まで &lt;省略&gt;</p> <p>4及び5 &lt;省略&gt;</p>

## 附 則

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

### (理 由)

この案を提出するのは、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）の一部改正に伴い、瀬戸市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。